



大学入学共通テストにおける受験上の配慮について

大学入試センター事業部事業第一課長 内田和人

令和 **6** 年度

大学入学者選抜に係る
大学入学共通テスト

受験上の配慮案内

〔障害等のある方への配慮案内〕

出願前
申請
の場合

令和 5 年 8 月 1 日 (火)
～ 9 月 22 日 (金) (消印有効)

※ 出願前に審査結果の通知を希望する場合は、9 月 4 日 (月) (消印有効) までに申請してください。

出願時
申請
の場合

令和 5 年 9 月 25 日 (月)
～ 10 月 5 日 (木) (消印有効)



独立行政法人 大学入試センター

目次

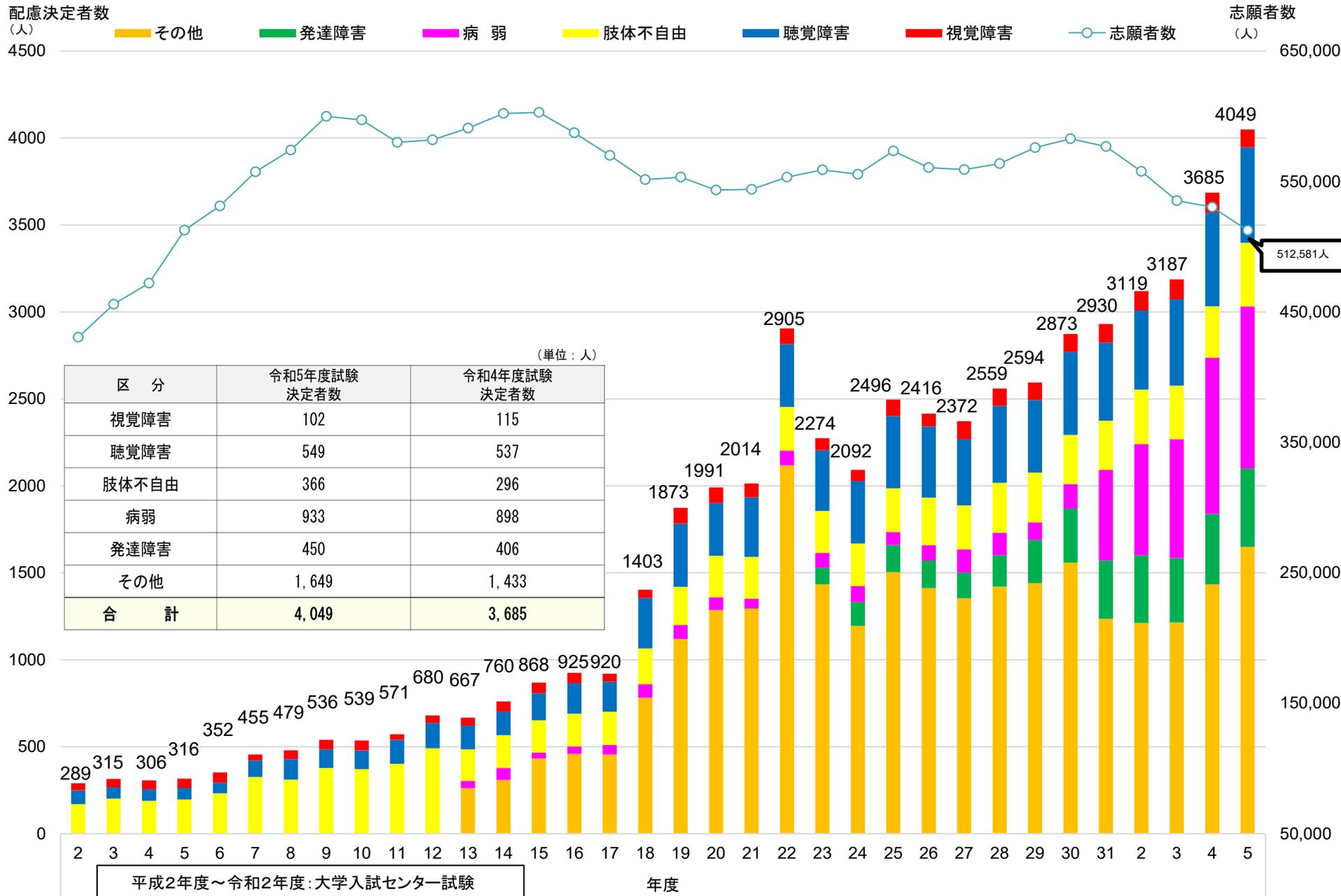
- (1) 受験上の配慮について
- (2) 受験上の配慮決定者数の推移
- (3) 申請から試験実施までの主なスケジュール
- (4) 受験上の配慮申請
- (5) 申請書類の審査
- (6) 試験実施に当たっての事前打ち合わせ
- (7) 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮
- (8) 合理的配慮の主な取組み



(1) 受験上の配慮について

- 共通テストにおいては、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行う。
- 障害等の種類や程度にかかわらず、必要な配慮事項を申請することができる。
- 特別支援教育の専門家及び医師等で組織する「配慮事項部会」において、受験上の配慮に係る基本方針案の策定、企画立案に関する事項の調査審議を行う。

(2) 大学入学共通テスト 受験上の配慮決定者数(区分別)





(3) 申請から試験実施までの主なスケジュール(令和6年度試験)



志願者



大学入試センター

- ① 配慮案内の入手(7月上旬～)
- ② 受験上の配慮申請
 - I .8月1日(火)～9月4日(月)
 - II .9月5日(火)～9月22日(金)
 - III .9月25日(月)～10月5日(木)

※ I・II は出願前申請、III は出願時申請
- ③ 各「通知書」受領
- ④ 大学入学共通テスト受験

7月
／
8月
／
9月
／
10月
／
11月
／
12月
／
1月

年間を通して個別に事前相談を受付

- ① 申請受付
- ② 申請書類審査
- ③ 「審査結果通知書」送付
 - I .9月下旬
 - II .11月下旬
 - III .11月下旬
- ④ 「決定通知書」送付 12月中旬
- ⑤ 試験実施



(4) 受験上の配慮申請

- 申請書類
 - 【A】 受験上の配慮申請書
 - 【B】 診断書
 - 【C】 状況報告書（対象者のみ）

- 事務職員が申請書類【A】～【C】を確認し、必要に応じて電話等で申請内容の確認や相談を行う。昨年度は約700件。

- 年間を通して事前相談を受付けているが、昨年度の「志願者専用電話」への問合せは、昨年度は約4,000件。



(5) 申請書類の審査

- 申請のあった配慮事項は、特別支援教育の専門家及び医師等で組織する委員会で、個々の症状や状態等を総合的に審査して決定。

【主な審査方法】

- ・ すべて個別に審査。
- ・ 症状や状態をさらに詳しく把握するため、追加で書類等を求める場合あり。
- ・ 不許可とする配慮事項について、代替措置となる配慮事項がある場合は志願者に提案。



(6) 試験実施に当たっての事前打ち合わせ

- 各試験場大学は、志願者(保護者や高校の先生等)と必要に応じて事前打ち合わせを行う。

- ①・②の配慮事項は、志願者(保護者や高校の先生等)・試験場大学・大学入試センターの三者で事前打ち合わせを行う。
 - ① 試験問題等の人による代読(読み上げ)
 - ② 試験問題のタブレット表示



(7) 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮

申請受付期間

受験票の受領から令和6年1月10日(水)17時まで

- 出願後の不慮の事故等(交通事故、負傷、発病、症状の悪化等)のために受験上の配慮を希望する場合。
- 昨年度は約500名が申請。
- 当該試験場の大学において、対応でき得る限りの範囲で受験上の配慮を実施。

(8) 合理的配慮の主な取組み

【環境の整備】

- 新たに許可する配慮事項を「配慮事項部会」において調査審議。
- 志願者が申請内容等を検討しやすいように、「受験上の配慮案内」の毎年度見直し
 - ・今年度は、新たに「配慮事項一覧」を掲載。

【建設的対話・相互理解】

- 年間を通して「志願者専用電話」で事前相談受付。
- 提出された申請書類について、必要に応じて事務職員が電話等で申請内容の確認や相談を行う。